出席議員(18名)

1番	平 間	幸弘	君	2番	桜	場	政	行	君
3番	吉 田	和 夫	君	4番	秋	本	好	則	君
5番	斎 藤	義勝	君	6番	平	間	奈絲	者美	君
7番	佐々木	裕 子	君	8番	髙	橋	たい	子	君
9番	安 部	俊 三	君	10番	佐人	中木		守	君
11番	広 沢	真	君	12番	有	賀	光	子	君
13番	水 戸	義裕	君	14番	舟	Щ		彰	君
15番	白 内	恵美子	君	16番	我	妻	弘	国	君
17番	星	吉 郎	君	18番	加	藤	克	明	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	滝	П		茂	君
会 計 管 理	者	笠	松	洋	$\vec{-}$	君
総 務 課	長	水	戸	敏	見	君
まちづくり政策詞	果長	平	間	忠	<u> </u>	君
財 政 課	長	武	Щ	昭	彦	君
税 務 課	長	関	場	孝	夫	君
町民環境課	長	鎌	田	和	夫	君
健康推進課	長	宮	城	利	郎	君
福 祉 課	長	鈴	木		仁	君
子ども家庭課	長	長名	川名		敏	君
農 政 課 長 農業委員会事務局		大	場	勝	郎	君
商工観光課	長	馬	場	敏	雄	君

都市建設課長 加藤秀典 君 上下水道課長 平 間広道 君 槻木事務所長 半 沢 美智子 君 危機管理監 玉 敏 君 小 地域再生対策監 原 光 男 君 相 公共工事検査監 島 康 明 君 桑 税収納対策監 奥. Ш 秀 君 公共施設管理監 畑 Ш 義 彦 君

教育委員会部局

教 育 長 冏 部 次 男 君 教育総務課長 藤 良 昭 君 伊 生涯学習課長 原 健 君 相

その他の部局

代表監查委員 中山政喜 君

事務局職員出席者

 議会事務局長
 平間雅博

 主任主査
 太田健博

議事日程(第1号)

平成26年5月20日(火曜日) 午前9時30分 再 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について (平成25年度柴田町公共下水道事業新栄汚水枝線その1工事請負変 更契約について)
- 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について (平成25年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事請負変更契約 について)
- 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について (平成25年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工 事請負変更契約について)
- 第 6 報告第 4号 専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第 7 報告第 5号 専決処分の報告について (平成25年度柴田町一般会計補正予算) 第 報告第 6号 専決処分の報告について 8 (平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算) 第 7号 専決処分の報告について 9 報告第 (平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算) 専決処分の報告について 第10 報告第 8号 (平成25年度柴田町介護保険特別会計補正予算) 第11 報告第 9 号 専決処分の報告について (平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算) 第12 報告第10号 専決処分の報告について (柴田町町税条例等の一部を改正する条例) 報告第11号 専決処分の報告について 第13 (柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) 第14 報告第12号 専決処分の報告について (柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における 固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例) 第15 2号 平成25年度(仮称) さくら連絡橋建設工事(桁架設) (繰越明許) 議案第 請負契約について 第16 議案第 3号 平成26年度柴田町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長(加藤克明君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成26年度柴田町議会5月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係 所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(加藤克明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において4番秋本好則君、 5番斎藤義勝君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長(加藤克明君) 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日 1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会議の開催期間は本日1日とすることにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。 また、本臨時会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

(平成25年度柴田町公共下水道事業新栄汚水枝線その1工 事請負変更契約について)

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

(平成25年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事請負

変更契約について)

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について

(平成25年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負変更契約について)

○議長(加藤克明君) 日程第3、報告第1号から日程第5、報告第3号までは関連があります ので、一括して専決処分の報告を求めます。

町長答弁を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま一括議題となりました報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、工作内容に一部変更が生じたため、契約金額の増額が必要となった3件の工事の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

報告第1号は、平成25年度柴田町公共下水道事業新栄汚水枝線その1工事の請負変更契約に 係るものです。

報告第2号は、平成25年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事の請負変更契約に係るものです。

報告第3号は、平成25年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事の請負変 更契約に係るものです。

以上、3件の内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定 事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- 〇議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(平間広道君) それでは、一括議題となりました報告第1号から第3号までの 専決処分の報告について、補足説明をさせていただきます。

平成25年10月9日に議決をいただきました3件について、それぞれ平成26年2月20日付で専 決処分を行いましたので、報告するものであります。なお、報告が本日になりましたのは、交 付金事業の確定額を県に報告しまして、その審査結果が出るまでの時間を要したためでありま すので、ご理解をお願いいたします。

お手元にA3判の関係資料を用意しましたので、これに基づいて説明をしてまいります。その前に関係資料の位置図につきまして、特に1号資料ですが、位置図がちょっと古い地形図を

用いて作成してしまいました。私のチェックミスでございまして、大変申しわけございませんが、今後は最新の地図を利用して注意してまいりますので、まずはおわびを申し上げます。

では、初めに、報告第1号平成25年度柴田町公共下水道事業新栄汚水枝線その1工事でございます。

請負者は株式会社四保工務店で、原請負額6,405万円に対して257万8,800円を増額とする変更契約を行い、変更請負額は6,662万8,800円となる変更契約を平成26年2月20日に締結したものでございます。

次に、主な変更でございますが、1点目は、推進工法の変更でございます。当汚水枝線は船岡の新栄五丁目、六丁目、並松地区の汚水を集めて、右平面図の上のところで流域下水道に接続させるものでございますが、流域下水道マンホールを設置したときに、立坑に使用しました鋼矢板が残っていることが、改めて試験掘りをしましたところ判明しました。そのために、当初予定した推進工法では対応できませんので、改めて鉄板を切り込みができる工法ということで変更したもので、鋼管推進を用いまして推進をしております。改めて、その中に所定の200ミリの塩ビ管を挿入するということで、8.4メートル区間につきまして、この工法に変更したものでございます。

さらに、公共汚水ます設置ですが、これは土地所有者からの申請に基づきまして設置をする ものでございますが、当初見込みました箇所よりも2カ所ふえたことによる変更ということ で、今回の変更の内容でございます。

次、2枚目をお願いいたします。

報告第2号平成25年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事でございます。

請負者は株式会社竹有土木で、原請負額5,775万円に497万700円を増額とし、請負変更額は 6,272万700円になる変更契約締結を平成26年2月20日に行ったものでございます。

主な変更概要でございますが、こちらも上のほうから新大原地区の汚水を集めてこの主要地 方道の交差点のところで流域下水道に接続するわけでございますが、先ほどの報告第1号と同 様に、下水道マンホール設置時の立坑に矢板が残っておりまして、こちらも最終のスパン6メ ートルですが、鋼管推進に変更したものでございます。鋼管の大きさは口径600ミリです、の 鋼管をしております。その中に所定の450ミリの塩ビ管を挿入するということで仕上げており ます。

さらに、この図面の中央上段に書いておりますが、発進立坑でございます。当初、ライナー プレートという山どめ工で設置をする予定でしたが、直径が2メートル50センチメートルで す。ただ、やはり県道の交差点ということで、また都市下水路が横断しておりましたり、ケーブルが立っているということで、地下埋が複層しております。やはり、狭いところで立坑をつくることに2メートル50センチメートルではちょっと大きいということがわかりましたので、一回り小さい2メートルの鋼管のケーシングを立てるということで、これを落として発進坑をつくった工法に変更しております。

さらに、町道中名生の2号線です。フローラさんの西側の入り口付近のワンスパン、57メートルほどの延長でございますが、地下水が非常に高くて、水圧が高いものでございまして、当初予定しましたこの推進では耐えられないということで、この水圧に耐えられる工法に変更したものでございます。

さらに、主要地方道の中に入っていますのは、開削区間と枝線分でございますが、これも公 共汚水ますの位置関係によりまして延長の増加を見ておりまして、トータルで当初施工延長 183.8メートルが6.8メートルの延長増を見まして、190.6メートルに変更を行うものでござい ます。

続きまして、3枚目をお願いいたします。

報告第3号の平成25年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事です。

請負者は株式会社松浦組で、原請負額4,966万5,000円に対して155万8,200円の増額をしまして、変更後の請負額を5,122万3,200円に変更を平成26年2月20日に締結しております。

主な変更概要でございます。

1点目は、幅2.6メートル、高さ1.4メートルのボックスカルバートを布設するために、鋼矢板Ⅲ型仕様ということで、左下の図面に横断図を書いております。山どめをつくりまして掘削をするわけでございますが、当初、鋼矢板のⅢ型、この種類なんですが、を予定しておりましたが、やはり震災復興需要と重なりまして、このⅢ型が入手困難となりまして、1つランク上の鋼矢板Ⅲ型に変更せざるを得ないことになりました。さらに、地盤の関係で、当初8.5メートルの長さですが、1メートル長い9.5メートルに変更しております。このため、残重量が多いことなどから、費用がかさんだことによる増額でございます。

2点目は、2月の大雪に遭いまして、雪解け水の増水が重なりまして、これらの水かえ費用 の増額でございます。

よって、この本工事に配分されています交付金配分事業が決まっておりますので、変更に要する増額を賄うために、仮のJR側の区間、オープン水路と一部JRとの取りつけの分の現場打ちの分を今回取りやめまして、施工延長が14.47メートルを取りやめまして、76.46メートル

から61.99メートルに減延長した変更を行ったわけでございます。

ただ、主要なボックスカルバート、これは当初どおり完成させておりまして、終点のオープンが今回取りやめをしましても大雨時の排水能力としては問題ありません。この区間につきましては、新年度になりましたら改めて対応する予定でございます。

以上の内容でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(加藤克明君) これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は、1人1回限りです。質疑は一括といたしますので、質疑に当たっては報告番号を示して行ってください。

質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

- ○16番(我妻弘国君) 下水道の今お話を伺いましたけれども、矢板があるために推進工法が不可能になったということなんですけれども、これを出す前に、これがわかる前に、前の図面はどういうふうになっていたんですか。おたくのほうで管理していた、前のこの工事をやったときの図面ではそういうのを確認したんですか。そういうことをしないで見積もりだけとって、そしてこういうふうにやって、いつも今度またこういう新たな費用負担ということになるのでは、要するに前の図面の管理の方法が悪いのではないかなと思うんですけれども、どんなふうな管理をしてやっていたのか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(平間広道君) 当然、設計をするときには、いろんな資料を集めまして、いろんな方面から検討して工法を決定するわけでございますが、実は、この流域下水道のマンホールの築造資料の関係は宮城県の中南部の処理場に保管されているわけですが、ご承知のとおり3.11の東日本大震災により、浄水場も津波の被害を受けました。それで、その関係資料も紛失したということで、この詳しい図面が得られなかったということになります。

それで、ある程度の想定をしながら、矢板を抜いてあるということの想定で設計をしたわけでございまして、改めて発注後、試し掘りをしまして地下の状況を確認したところ、残っていたということがわかりましたので、今回変更をしたものでございます。

- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。
- ○4番(秋本好則君) 秋本です。

鷺沼雨水排水の幹線についてお聞きしたいと思います。

ボックスカルバートの部分を短くして、あと素掘りの形でやっているんですけれども、この 部分について、ちょうどカーブがかかるところでありますし、水圧がかかる、そしてJRとの 路線が近いところなんですけれども、素掘りのままの形でいくと、これから大雨が降った場合、大雨が降るからこういうことをやるんでしょうけれども、どのような補強をしていって、 どのような対策を考えておられるのか。このカーブについてお聞きしたいと思います。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(平間広道君) 実は、ここの部分には、平面図ではちょっと小さくてよくわからないんですが、片側はコンクリートのブロックでつくられた擁壁であります。反対側は素掘りなんですが、今回のボックスカルバートの終点、取りつけ部分につきましては、大型の土のうを用意しまして、小口を洗掘しないような工法で押さえておりますし、あと、カーブの関係で若干のあれですので、土羽で整形をしまして水の流れをよくできるように現地では対応しております。

ということで、とりあえず今年度施行するまでの間は問題ないようには対応しております。 以上でございます。

- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。11番広沢真君。
- O11番(広沢 真君) 先ほどの我妻議員の質疑の中にあったんですけれども、設計図面が広域に保存されていて、広域で津波の被害で流されたということなんですが、その設計図面の保存 そのものが広域だけにあって、柴田町には保存されていなかったのかどうか。

それから、今後の設計図面の管理、保存の仕方なんですが、例えば柴田町の管理を離れたところだけに置いておくというのであれば、どちらかに何かがあると、それこそ今回のように図面がなくなってしまうということもあり得るわけで、今後の図面の保管の仕方について伺いたいと思うんですが。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(平間広道君) 柴田町には保存されていなかったということなんですが、当時、施工協議ということで計画図のことで協議はありますし、あとは町道でありますれば、道路占用ということで町に申請が上がります。ただ、これはあくまでも施工計画に応じた図面内容でございますので、最後の竣工図という形での図面は提出されておりません。また、流域下水道の管路の竣工図としてはありますが、この施工中の工法がこのようになっていますということは記録されておらないものが来ているわけでございます。

また、もう一点の管理でございますが、当然、工事関係は10年の保存ということで文書管理 をしております。10年を過ぎれば処分ということになりますが、下水道関係は台帳整備が済む まではやはり関係図書を保存しております。現在、うちのほうでは車両センターにプレハブの 倉庫を用意してありまして、そちらで保管しております。当然、いずれは台帳整備が終われば、それらの処分をしなければいっぱいになりますので、そのような形で台帳整備までは保管することにしております。

以上でございます。

- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。
- ○15番(白内恵美子君) 15番白内です。

その3.11後に書類がなくなったというのはどういうことなのかを、もう少し詳しく説明願います。

それから、なおさらそういう書類がないのであれば、実施設計の段階でこの矢板の確認とい うのはできなかったものなんですか。そういう可能性があるとか、そういうことは考えられな かったものなんでしょうか、伺います。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(平間広道君) 阿武隈流域下水道、岩沼の下野郷に処理場がございます。図書 関係が地下とかそういうところに、地下の書庫に保管をしていたそうでございます。ですので 津波で水をかぶったというようなことで、書類がだめになったということを聞いております。

それと、地下の下水道工事は、特に地下埋の工事ですので、水道やら、電源のケーブル等とか、それはいろんな関係機関からの資料を集めて、当然必要なときにはやっぱり事前に試験掘りなどをしまして、位置関係を確かめてから設計に反映していることも事実でございます。今回はそういうことで、事前に試験掘りはしていなかったわけでございますが、マンホールは見えていますので、周りの矢板は抜くのが普通でございますので、そういうことで抜いてあるということの前提で設計をしたというようなことでございます。これがちょっと予測できなかったことの理由の一つでございます。

ということで、以上のようになります。

- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。
- O14番(舟山 彰君) 先ほど、報告第1号で、課長が「この地図古くて申しわけありません」 という謝罪というか、あったようなんですが、実際、私がこれを見たときに、よく行く地元と いうことなんですが、もうかなりこの新栄四丁目、五丁目あたり、家が建っているところがこ の地図でいくと田んぼの記号になっているんです。これでこの辺に下水道の枝線をつくるとか という説明をされるというのは、ちょっと余りにも現状と違い過ぎるのではないかと思うんです。ですから、ふだん、まず上下水道課としてどのような地図を使っているんでしょうか。

それと、私は昔、議会代表ということで、農業委員会へ行って申請書類を見たときにもこれは言ったことがあるんですが、あれは専門家が申請書類を出すんですけれども、その地図も古かったんです。極端に言うと、新栄通線が書いていないような、当時でいう地図もあったんですが、それで、これは誰に聞けば、総務課長、役場としてふだんどういう地図を使っているんでしょうか。その役場として使う地図、それとも今、民間の住宅地図がかなり詳しいのがありますが、ああいうものを使っているのか。各課で出してもらう申請書類の地図というのはどういうものを使いなさいという基準というのは決めているんでしょうか。

以上です。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(水戸敏見君) 地図に関しては、もちろん毎年更新できるわけではありませんが、 年度ごと、3年、5年ないしにつくりかえしています。少なくとも工事事業などにかかわるも のについては、最新の地図を使うようにはしております。ただ、今回については、この議会の ためにこの変更箇所を示すという、いわゆる正規図面というのではなくて、今回説明のための 図面を急ぎつくったと思うんです。そのために、取り違えが起きたんだろうと考えています。 それは申しわけないというふうにおわびを申し上げたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。17番星吉郎君。
- ○17番(星 吉郎君) 今の課長の説明はちょっとおかしいと思いますよ。というのは、我々、議会でこの現場を見ながら話すときに、昔の地図を使ったからということはちょっとおかしいなと思うんですが。というのは、いわゆる先ほど舟山彰君が話したこの道路は、多分、舟山君がいろいろしゃべっている部分だろうと私は思っているんですが、その道路の拡張になっているところが全然わからない。しかも、住宅が全然張りついていない地図を見ながら了解してくださいということはおかしいのではないかと思いますので、答弁。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。総務課長。</br>
- ○総務課長(水戸敏見君) 議員がおっしゃるとおりだと思います。本当に申しわけなく、陳謝 したいと思います。これから気をつけたいと思います。申しわけございませんでした。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。 以上で、報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告を終結いたします。

日程第6 報告第4号 専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○議長(加藤克明君) 日程第6、報告第4号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第4号専決処分の報告についての報告理 由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成26年1月31日、船岡南一丁目地内において、強風により町で設置していた看板が飛ばされ、アパートの駐車場に駐車していた自動車のボンネット等を損傷させた事故に関し、和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- 〇議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。財政課長。
- O財政課長(武山昭彦君) それでは、報告書13ページをお開きください。

報告第4号専決処分の報告について、専決処分の報告書になります。

15ページになります。

平成26年3月26日付の専決処分書になります。

専決処分の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の専決処分でありますが、平成26年1月31日に柴田町船岡南一丁目地内におきまして、町で設置しました看板が強風により飛ばされ、駐車場に駐車しておりました車両のボンネットに接触し、損害を与えた事故が発生しており、ボンネットの塗装面の一部に損傷を与えたことから、損傷したボンネットの修繕費用の全額を町が負担して修繕を行っております。この費用につきまして、保険で対応いたしました。

事故の発生要因となりました看板設置の所管課長等に対しまして、事故を検証し、看板設置 箇所及び設置状況の確認と安全確認の徹底等、事故等の未然防止策の確認徹底に努めるよう指 導したところであります。

中段になります。

記の1としまして、和解及び損害賠償の相手方につきましては記載のとおりです。

次に、2の和解内容及び3の損害賠償の額でありますが、町は相手方に対して損害賠償額14 万153円を支払い、相手方はその余の請求を放棄するという内容になります。

地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(加藤克明君) 質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。
- ○15番(白内恵美子君) 15番白内です。

もう少し詳しく説明していただきたいと思います。どのような看板で、何年ぐらいたっていたものなのか。このごろ爆弾低気圧等で、本当に強風が吹き荒れることがふえてきました。そうすると、今回の場合は人身事故には至らなかったのでよかったんですが、今後やはりこういう事故が起きることが考えられますので、予防の意味からも、この事件というかな、をしっかりと検証して、それできちんと検証する必要があると思うんです。看板のチェックをきっちりやっていただきたいと思うんですが、どのようにしたでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 看板につきましては、「駐車をしないでください」という、公園の敷地の近くだったものですから、A3判の紙に駐車禁止をお願いする文章を張りつけた、その一枠大きな分で、約四、五十センチメートルずつ、縦横の青い看板が、その上に塗装しましたものを張りつけて、うちのほうで看板を設置しておりました。支柱が1本しかなかったものですから、今後その辺の、もう少し深く支柱を掘り下げるとかいうことで対応を検討したところであります。よろしくお願いいたします。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。
- O14番(舟山 彰君) 先ほどの課長の説明で、今の看板を設置した担当課に今後こうという指導でもないですが、あったというか、例えば町全体としてどういう対応をとったんでしょうか。こういう事例があったので、町内ほかにいろんな町としての看板を設置していると思うんですけれども、その緊急点検というんでしょうか、そういうものもしたんでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 今回の看板は、簡易的な看板だったものですから、先ほど言いました余り大きくないです。大きなものについては、各、例えば生涯学習施設などにある看板につきましてはきちんと支柱等の腐食等の確認はさせていただいて、腐食等が進んでいるものについては予算措置をするということで、今回の場合はちょっと軽易なもので飛びやすかったということで反省しているところでありますけれども、今後そのような看板の設置については十分気をつけていきたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

日程第7 報告第5号 専決処分の報告について

(平成25年度柴田町一般会計補正予算)

○議長(加藤克明君) 日程第7、報告第5号専決処分の報告を求めます。 町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第5号専決処分の報告についての報告理 由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成25年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれました平成25年度3月会議の後に、町税や地方交付税、国県支出金などの歳入が確定したことや、歳出においては特別会計繰出金の確定、民生費、土木費、教育費等の各事務事業費の精算によるものであり、歳入歳出とも1億3,494万1,000円の減額補正となりました。この減額補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ125億4,186万9,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) それでは、17ページをお開き願います。

報告第5号専決処分の報告について、専決処分の報告書になります。

19ページになります。

専決処分書になります。専決処分の日付は、平成26年3月31日になります。

21ページをお開きください。

平成25年度一般会計補正予算になります。今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,494万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億4,186万9,000円とするものです。

28ページ、第2表繰越明許費補正、変更8事業になります。これは、専決いたしました予算補正に伴う繰越明許事業費の額の増減額の変更となります。

29ページになります。

第3表債務負担行為補正、変更2件となります。それぞれ業務契約締結等による額の確定に

より、限度額の確定をするものであります。

30ページになります。

第4表地方債補正、変更9件となります。それぞれの事業費の額が確定したことによります 地方債発行の限度額の変更をするものです。

33ページから、歳入歳出の事項別明細となります。歳入歳出とも補助事業費の決定見込み、額の確定による補正内容となりますので、主要なものを中心に説明をさせていただきます。 33ページ、歳入となります。

1款1項町民税から、次のページの5項の都市計画税まで、歳入の根幹をなします町税につきまして、現年度課税分と滞納繰越分の補正額を合わせますと1億5,700万円を超える大きな増額補正となりました。特に町民税の個人町民税は、業績好調な企業の給与所得等の増額、回復などの要因により、現年度課税分は5,700万円を超える増額補正となりましたが、3月の会議でも現年度課税分3,000万円の補正を行っておりましたので、今回の補正と合わせますと、平成25年度の当初に比べましても現年度で8,700万円を超え、過年度分を合わせますと1億円を超える大きな補正となりました。

また、固定資産税の現年度課税分は3,767万5,000円の補正となりましたが、償却資産の申告等が増額の主なものとなりますが、収納率も順調なことから現年度と過年度の滞納繰越分を合わせ4,733万1,000円の補正額の計上となりました。

34ページになります。

町たばこ税は1,523万7,000円の増額補正となりましたが、健康増進法の推進により喫煙者が減少する中で、平成25年の4月から県からの税源移譲によりまして、たばこ税が増収されたことによりまして、25年度の決算額に比べましても3,265万2,000円の増収となっております。

このページの一番下、2款1項地方揮発油譲与税から36ページの一番下になります12款交通 安全対策特別交付金まで、国、県からの譲与税と交付金等の額の確定によるものであります。

そのうち、35ページの4款配当割交付金につきましては、企業から投資家に対し過去最高の配当金が配当されているということで1,000万円を超える確定額となり、5款の株式等譲渡所得割交付金も、アベノミクス等の影響で株の売買の活性化から1,500万円を超える交付を受けており、36ページのゴルフ場利用税交付金も、経済活性化の影響もあり、平成24年度決算から比べましても400万円程度の増額交付となっております。

36ページの下から2つ目、11款地方交付税につきましては、今回確定いたしました補正額1 億2,822万1,000円を増額して、27億9,643万8,000円となりましたが、この内訳といたしまし て、普通交付税23億5,060万8,000円、特別交付税2億4,270万6,000円、震災復興特別交付税2 億312万4,000円となります。震災復興特別交付税は、震災復旧事業の国庫補助を除きます町負 担に見合う額といたしまして、災害起債となりましたものに対して財源の充当とされることか ら交付されたものであります。

42ページになります。

19款繰入金につきましては、3億6,031万2,000円を減額し、財政調整基金に3億3,581万4,000円、町債等管理基金に2,449万8,000円の戻し入れを行っており、平成25年度中にこの2つの基金から取り崩し一般会計に繰り入れた基金についてはほぼ戻し入れを行うことができ、今回の25年度末の専決処分の補正予算段階での財政調整基金の残高は13億671万1,340円、町債等管理基金は2億2万9,438円となり、この2つの基金合計の総額は15億674万778円となりました。

これを平成24年度末の同じ専決処分時点と比較しますと、平成24年度末は13億4,398万4,585円でしたので、1億6,275万6,000円ほど積立基金が増額されたこととなり、前年に引き続き過去最高水準の基金残高を保有することができました。基金の積み立てにつきましては、年々金額が多少ではありますが増額され、よい方向に推移しているかと言えます。これは、町税、交付金等の伸びに加え、震災による国や県の手厚い補助金、交付金を受け、これを一般財源に充当し、一般財源の支出を抑えたことなど、これらを利用した成果と考えているところであります。

ただ、平成26年度の当初予算で、財政調整基金を 2 億1, 370万1, 000円取り崩して予算編成を行っておりますので、 4 月 1 日の予算ベースでは財政調整基金が10 億9, 301万340円、町債等管理は取り崩しを行っておりませんので、 2 つの基金の残高は12 億9, 303万9, 778 円となります。

43ページの2段目、21款3項4目の災害援護資金貸付金元金収入100万円につきましては、 貸付者から一部繰り上げ償還があったことから計上するものです。

それから、44ページになります。

21款5項1目教育費受託事業収入の9万円の減は、村田町から受託しております給食費の賄い材料費の額の確定によるものであります。

その下の町債になります。一番下の1項3目土木債の2節公営住宅事業債から7節防災安全 社会資本整備事業債まで、事業費の確定と元気交付金を充当したことによる減額となります。

その下の7目民生債、社会福祉施設整備事業債330万円の減額は、三名生児童館新築工事による起債額の調整による減額となります。

46ページになります。

ここから、歳出事項の説明となりますが、年度末の専決処分の補正となりますことから、一部基金への積立金等による増額もありますが、大半は事業量、事業費の確定により不用額の減額予算となります。歳入同様に主要なものの説明とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

48ページになります。

6目基金管理費25節積立金237万9,000円の増の内訳といたしまして、財政調整基金の積立金といたしまして34万2,000円は基金利子の運用となります。町債等管理基金積立金203万7,000円につきましては、3万7,000円が運用利子となり、残金の200万円が基金の積立金となります。

65ページになります。

8款4項3目28節繰出金につきましては、公共下水道事業の額の確定により、繰出金4,190万3,000円を減額いたします。

66ページの中段になります。

5項2目13節委託料21万円、15節工事費の10万円の増額は、繰越事業分についての消費税増額などを見込んだ計上となります。

72ページの上段になります。

10款5項4目25節積立金2,500万円は、図書館建設基金への積立金になります。この積み立てによりまして、図書館建設基金の残額は6,057万8,166円となります。

このページの中段、10款6項1目25節積立金2,500万円は、スポーツ振興基金への積立金になります。スポーツ振興基金の総額は6,467万8,299円となります。

これら2つの基金に2,500万円ずつ積み立てたことによりまして、この積立金を含めました特定目的基金の総額は1億6,383万8,490円となり、財政調整基金と町債等管理基金と全ての基金の総額では、16億7,057万9,268円となり、平成25年度末の基金総額は14億970万6,717円でしたので、24年度末と25年度末では2億6,087万2,551円の増額積み立てをしたこととなります。

以上、専決処分いたしました補正内容につきまして、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(加藤克明君) これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は、1人1回限りです。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

以上で報告第5号専決処分の報告を終結いたします。

日程第8 報告第6号 専決処分の報告について

(平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)

○議長(加藤克明君) 日程第8、報告第6号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第6号専決処分の報告についての報告理 由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては保険税、国県支出金、療養給付費交付金等の額の確定によるものであります。 歳出につきましては、保険給付費の確定見込み等によるものであります。歳入歳出とも1億5,401万2,000円を増額補正し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億9,045万円とするものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(宮城利郎君) それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案書81ページをお開きください。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成26年3月31日になります。

83ページをお開きください。

平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,401万2,000円を追加し、歳入 歳出予算の総額をそれぞれ45億9,045万円とするものです。

続いて、87ページをお開きください。

歳入です。主に国保税の収入実績と、国県支出金等の交付額決定に伴う補正となります。主 なものについてのみ説明をさせていただきます。

初めに、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税8,018万6,000円の増、2目退職被保険者

等国民健康保険税348万3,000円の増、次のページになりますが、合計で8,366万9,000円の増額 補正ですが、これにつきましてはそれぞれ収入実績によるものです。

次に、3款1項1目療養給付費等負担金4,724万1,000円の増ですが、これは一般の被保険者の医療費分についての国庫負担金として、療養給付費等負担金から後期高齢者支援金分まで、いずれも交付決定による増額補正となります。

次に、3款2項1目財政調整交付金8,262万2,000円の増ですが、1節の普通調整交付金で 2,790万7,000円の減、財政調整交付金から後期高齢者医療費支援金財政調整交付金まで、それ ぞれ交付決定による補正となります。

2節特別調整交付金につきましては、1億1,052万9,000円の増額補正となります。これにつきましては、特別な財政事情があった場合に交付されるもので、東日本大震災による医療費の増加に伴う財政支援などによる交付決定額です。

4款1項1目療養給付費交付金3,263万1,000円の減ですが、社会保険診療報酬支払基金から 交付されるもので、退職者医療費分の交付決定による減額補正となります。

次のページになります。

6款2項1目財政調整交付金2,461万5,000円の減ですが、1節の1号交付金は療養給付費に対する県補助金として771万6,000円の減、2節の2号交付金は国保事業の特別な事業を勘案して交付する県補助金でありまして、1,689万9,000円の減、それぞれ交付決定による減額となります。

9款1項1目一般会計繰入金740万8,000円の減ですが、これは町からの繰入金で、それぞれ 事業確定による減額補正となります。

続いて、歳出です。

91ページから94ページになりますが、ほとんどが補助金等の決定によるものと、事業実績に伴う補正の増減となりますので、主なものについてのみ説明をさせていただきます。

まず、1款1項1目一般管理費9節の旅費から3目医療費適正化特別対策事業費の13節委託料まで、それぞれ支出確定による減額補正となります。

次のページになります。92ページです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費1億8,724万8,000円の増ですが、これにつきましては 国県支出金等の収入増分をこの課目に充当したものです。

2 目退職被保険者等療養給付費138万円の増ですが、これにつきましても退職被保険者と国 民健康保険税の収入増分を充当しております。 それから、3目の一般被保険者療養費、4目の退職被保険者等療養費の減額についても、それぞれ事業確定によるものです。

次のページになります。93ページです。

2款2項1目一般被保険者高額療養費1,247万7,000円の減、2目退職被保険者等高額療養費794万9,000円の減、3目一般被保険者高額介護合算療養費12万8,000円の減、合計で2,055万4,000円の減額補正となりますが、これはそれぞれ事業確定によるものです。

次の4項出産育児諸費1目出産育児一時金756万円の減、次のページの94ページになります、5項の葬祭諸費1目葬祭費84万円の減につきましても、それぞれの事業の確定による減額補正となります。

以上でございます。よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(加藤克明君) これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回限りです。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号専決処分の報告を終結いたします。

日程第9 報告第7号 専決処分の報告について

(平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)

○議長(加藤克明君) 日程第9、報告第7号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第7号専決処分の報告についての報告理 由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の主な内容は、国庫支出金、一般会計繰入金、公共下水道建費の額の確定等によるものであります。歳入歳出とも4,728万4,000円を減額補正するものであります。補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ19億5,474万9,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。上下水道課長。
- **〇上下水道課長**(平間広道君) それでは、専決処分の補足説明を申し上げます。

97ページをお願いします。

専決処分書でございます。平成26年3月31日付で処分を行っております。

99ページをお開き願います。

平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の内容でございます。

歳入歳出予算に対して4,728万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億5,474万9,000円 とするものでございます。

102ページをお願いします。

第2表の地方債の補正でございます。

公共下水道事業費の起債でございます。補正前2億2,182万円から補正後952万円を減額しまして、限度額を2億1,230万円としたものでございます。これは、未普及解消対策事業及び浸水対策事業の事業の確定による減額でございます。

104ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目公共下水道事業の補助金でございます。これは、先ほどの地方債と同様に未普及解消及び浸水対策、長寿命化対策の事業費の確定による減額でございまして、1,110万8,000円の減額となります。

4款の繰入金1項1目他会計繰入金でございます。今回の補正による歳入歳出の相対的な歳 出額が減額になったことによる減額でございます。4,190万3,000円の減額でございます。

5 款繰越金1項1目の繰越金でございます。これは、平成24年度の歳計剰余金の確定によるわけでございますが、今回は平成23年債の災害復旧を行いましたが、これは24年に繰り越しをして実施したものでございます。その精算が、25年の決算で確定しましたので、これによりまして1,905万9,000円の増額となります。

6 款諸収入の3項1目雑入でございます。381万2,000円の減額でございますが、これは鷺沼排水区雨水整備事業負担金、大河原町からの負担金でございます。これは、先ほどの地方債国庫補助金の減額同様、事業費の確定による減額でございます。特に、第5号調整池の実施設計を行いましたが、その委託料の確定による減額でございます。

7款の町債は先ほどと同様の理由でございます。

105ページをお願いいたします。

歳出でございます。

事業費の確定などによるものでございますので、主な内容点について説明を申し上げます。

1款の総務費1項2目の汚水管理費、15節の工事請負費535万9,000円の減額でございます。 まずは、公共汚水ますの設置工事、例年、個人申請があれば必要なところは設置するわけでご ざいますが、10カ所の予定で予算を組んでおりましたが、5カ所の数で済んだということによ るものでございます。さらに、船岡小学校の公共汚水ますの取りつけ工事、汚水管渠の敷設替 工事等は工事費の確定による減額によるものでございます。

3目の雨水管理費13節の委託料でございます。これは、西船迫地区の大雨対策の委託料でございます。例年、西船迫地区の沢からの出水による冠水等が発生したときに、その対策をお願いしているわけでございますが、5回程度の冠水と見込みまして予算計上したのですが、昨年は幸いにも冠水するような事例が発生しませんでしたので、ほっとしておるところでございます。ただし、沢の流入口の土砂堆積、これは事前に処理した分を支出したのみでございます。次のページをお開き願います。

2款の下水道事業費でございます。1項1目公共下水道の建設費でございます。13節の委託料1,215万7,000円の減額でございますが、先ほども申し上げましたように、鷺沼排水区の雨水整備実施設計業務委託料が775万7,000円の減でございます。これは、調整池の実施設計でございます。さらに、長寿命化対策委託料、これは440万円の減ということで、この合計になっております。

15節の工事請負費、これも汚水枝線工事、さらに大住町の汚水枝線工事の工事費の確定による件で1,742万6,000円を減額しております。

3款の流域下水道費でございます。1項1目の流域下水道費の19節負担金及び交付金でございますが、これは流域下水道の受益者負担金の精算による減額でございます。238万8,000円の減でございます。

5款公債費1項1目の元金でございます。これは、補正はございませんが、財源の振替でございます。一般会計から使用料等のほうに移しかえをしております。

2目利子でございます。520万8,000円の減でございますが、地方債並びに一時借入金の利子等でございますが、予算では2.1%の利子と見込んでおりましたが、実際は1.4から1.5の安い金利になったことによる減額でございます。

以上の内容でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(加藤克明君) **これより議会運営基準により質疑を許します**。

質疑回数は、1人1回限りです。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号専決処分の報告を終結いたします。

日程第10 報告第8号 専決処分の報告について

(平成25年度柴田町介護保険特別会計補正予算)

○議長(加藤克明君) 日程第10、報告第8号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第8号専決処分の報告についての報告理 由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成25年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、一般会計繰入 金及び一般管理費の額の確定によるものであり、歳入歳出とも15万9,000円を減額補正するも のであります。補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ24億1,278万円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) それでは、詳細についてご説明いたします。

113ページをお開きください。

専決処分書です。平成26年3月31日付をもって専決処分を行っております。

115ページをお開きください。

平成25年度柴田町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条関係ですが、歳入歳出それぞれ15万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ24 億1,278万円とするものです。

118ページをごらんください。

歳入についてご説明いたします。

7款1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金15万9,000円の減は、中段、歳出にあります臨時職員賃金の減額15万8,000円と財政安定化基金拠出金の減額1,000円による減額補正と

なります。

次に、歳出についてご説明いたします。

事業確定による補正となります。

1款1項総務管理費1目一般管理費15万8,000円の減は、賃金の臨時職員の支出額確定による減額補正となります。

3款1項財政安定化基金拠出金1目財政安定化基金拠出金1,000円の減は、負担金補助及び 交付金の財政安定化基金拠出金の支出がなかったことによる減額補正となります。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

〇議長(加藤克明君) これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は、1人1回限りです。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号専決処分の報告を終結いたします。

日程第11 報告第9号 専決処分の報告について

(平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算)

○議長(加藤克明君) 日程第11、報告第9号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第9号専決処分の報告についての報告理 由を申し上げます。

今回の専決に係る平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の主な内容は、保険料収入額及び広域連合納付金の額の確定によるものであり、歳入歳出とも147万5,000円を減額補正するものであります。補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億4,259万9,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。健康推進課長。
- 〇健康推進課長(宮城利郎君) それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案書121ページをお開きください。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成26年3月31日になります。

123ページをお開きください。

平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ147万5,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ3億4,259万9,000円とするものです。

続いて、127ページをお開きください。

歳入です。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料1,252万8,000円の減、2 目普通徴収保険料1,106万6,000円の増、合計で146万2,000円の減額補正ですが、これにつきましては現年度分保険料及び滞納繰越分保険料収入の確定によるものです。

次に、5款2項1目保険料還付金1万3,000円の減額ですが、保険料還付額の確定によるものです。

次に、128ページをお開きください。

歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金146万2,000円の減額ですが、保険料の減額に伴いまして広域連合への納付金を減額するものです。

次に、3款1項1目保険料還付金1万3,000円の減額ですが、保険料過年度還付額の確定によるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(加藤克明君) **これより議会運営基準により質疑を許します**。

質疑回数は、1人1回限りです。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号専決処分の報告を終結いたします。

日程第12 報告第10号 専決処分の報告について

(柴田町町税条例等の一部を改正する条例)

日程第13 報告第11号 専決処分の報告について

(柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(加藤克明君) 日程第12、報告第10号及び日程第13、報告第11号は関連がありますので、一括して専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま一括議題となりました報告第10号及び報告第11号の専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に 公布されたことに伴うものです。

報告第10号は、柴田町町税条例等の一部改正に係るものです。改正の主な内容は、法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の標準税率の引き上げ、公害防止施設設備に係る固定資産税の特例措置等を規定するものです。

報告第11号は、柴田町国民健康保険税条例の一部改正に係るものです。改正の主な内容は、 後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額並びに軽減対象世帯の軽減判定所得 の算定方法を変更するものです。

以上、2件の内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定 事項第7項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。税務課長。
- ○税務課長(関場孝夫君) ただいま、一括上程されました報告第10号及び第11号の条例改正の 詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、今回、柴田町町税条例及び柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものです。

初めに、町税条例の改正内容の主なものとしましては、外国法人の定義規定の明記、法人税 割の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ及び低燃車の重課課税、固定資産税の課税標準額 の特例割合を定める規定、長期譲渡所得に係る町民税課税の特例の延長などの整備を行うもの です。

議案書131ページをお開きください。

専決処分書です。専決年月日は平成26年3月31日です。

議案書133ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。

改正前が右の欄に、改正後は左の欄になります。今回の改正は、地方税法、法人税法等の改 正に伴う引用条項のずれや、号ずれによる改正が含まれておりますことから、主な改正条文に ついて改正後の欄により説明させていただきます。

23条です。法人税法における外国法人の定義見直しに伴い定義規定を明記するものです。 134ページになります。

第34条の4です。消費税8%段階の対応として、法人税割の一部を国税化し、交付税原資に繰り入れることとしたことにより、税率を「100分の12.3」から「100分の9.7」に引き下げるものです。

136ページになります。

第82条、自動車取得税の引き下げに伴う代替財源としての財源確保の面から軽自動車税の見直しが行われ、税率を「1.25倍」から「1.5倍」に、最低税額を2,000円に引き上げるものです。

138ページの改正前の欄、附則第6条から143ページの第6条の2第5項第2号までは、単に 課税標準の計算の細目を定めたものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものです。

144ページになります。

第8条、免税措置等の適用期限を3年延長し、平成30年度までとするものです。

第10条の2です。この条項は、いわゆるわがまち特例に係る部分で、固定資産税の課税標準の特例を規定するものです。第1項では、汚水または廃液の処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を3分の1に、第2項では、大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設について2分の1に、第3項では土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設について2分の1に、第7項では浸水防止用施設について3分の2に、第8項ではノンフロン製品について4分の3にそれぞれ規定するものです。

145ページになります。

第10条の3です。耐震改修が行われた一定の既存建築物に係る税額の減額を受けるために、 町に対して行う申告の内容を定めたものです。

第16条になります。軽自動車税においても、グリーン化を進める観点から3輪以上の軽自動車に対して、最初の車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した車両について、課税率のおおむね20%の重課税率を適用するものです。

146ページをお開きください。

第19条は、都市計画税の特例課税について、固定資産税の規定を読みかえて適用するもので、引用条項の変更になります。

第21条の2です。所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得についての 軽減税率を3年延長し、平成29年度までとする適用期限の延長です。

147ページの第23条から148ページ、第23条の3は、引用条項の変更、用語の変更に伴い、文言の整備を行うものです。

149ページの第25条は、経過措置の削除、引用条項の変更を行うものです。

150ページ、改正前の欄の第26条から155ページ、第27条第2項までは、東日本大震災に係る 特例規定ですが、条例の性格を踏まえ、条例によって定めなければならない事項を除き、条例 には規定しないこととするものです。

156ページ、第26条、第27条は、それぞれ条番号の繰り上げとなります。

同ページの第2条、柴田町町税条例の一部を改正する条例の一部改正は、平成25年12月会議 に上程し議決を受けているところですが、施行期日がまだ到来していない条項につきまして引 用条項の変更が生じましたので、今回改正の改正を行うものです。

同様に、附則の施行期日、経過措置を改正するものです。

158ページの改正条例の附則になります。

第1条は、施行期日の規定になります。

第2条から161ページの第7条までは、町税各科目ごとの経過措置を規定したものとなります。

続きまして、報告第11号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し 上げます。

議案書165ページをお開きください。

専決処分書です。専決年月日は、平成26年3月31日です。

改正内容の主なものは、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充が行われたことです。

それでは、議案書167ページをお開きください。

柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

改正後の欄でご説明いたします。

第2条です。第3項において、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を「14万円」から「16万円」にするものです。

第4項において、介護納付金課税額に係る限度額を「12万円」から「14万円」にするものです。

第18条は、引用条項の変更となります。

168ページをお開きください。

第23条の本文中、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額、介護納付金課税額に係る限度額をそれぞれ16万円、14万円に引き上げるものです。第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含める規定に変更するものです。第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずるべき金額を「35万円」から「45万円」に引き上げるものです。

次に、169ページ、附則になります。

第1項は、施行期日の規定になります。この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

第2項は、適用区分の規定になります。

以上、一括上程しました柴田町町税条例の一部改正、柴田町国民健康保険税条例の一部改正についての詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〇議長(加藤克明君) これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は、1人1回限りです。質疑は一括といたしますので、質疑に当たっては報告番号を示して行ってください。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号及び報告第11号の専決処分の報告を終結いたします。

日程第14 報告第12号 専決処分の報告について

(柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき 区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一 部を改正する条例)

○議長(加藤克明君) 日程第14、報告第12号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第12号専決処分の報告についての報告理

由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が、平成26年3月31日に公布されたことに伴うものであります。

改正の内容は、「みやぎものづくり産業集積形成基本計画」に該当する事業者に対して、固 定資産税の課税免除に係る企業立地計画の同意の適用期限を延長するものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第8項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。税務課長。
- ○税務課長(関場孝夫君) ただいま、報告第12号柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、今回、柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものです。

改正内容は、「みやぎものづくり産業集積形成基本計画」に該当する事業者に対して、固定 資産税の課税免除に係る企業立地計画の同意の適用期限を延長するものであります。

議案書173ページをお開きください。

専決処分書です。専決処分月日は、平成26年3月31日です。

議案書175ページをお開きください。

柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に 関する条例の一部を改正する条例です。

改正前が右の欄に、改正後は左の欄になります。改正後の欄により説明させていただきます。 第2条、免除の条文中、「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同意日の期 限を2年間延長する改正です。

176ページをお開きください。

改正条例の附則になります。

この条例は、平成26年4月1日を施行期日とするものです。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〇議長(加藤克明君) これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は、1人1回限りです。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第12号専決処分の報告を終結いたします。

日程第15 議案第2号 平成25年度(仮称) さくら連絡橋建設工事(桁架設) (繰越明許) 請負契約について

○議長(加藤克明君) 日程第15、議案第2号平成25年度(仮称) さくら連絡橋建設工事(桁架 設) (繰越明許) 請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第2号平成25年度(仮称) さくら連絡橋 建設工事(桁架設) (繰越明許) 請負契約についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたしました工事請負契約は、(仮称) さくら連絡橋の桁架設工事のうち、町施工 分の桁架設工事の請負契約であります。

平成25年度柴田町議会10月会議において、工事委託契約締結の議決をいただいた東日本旅客 鉄道株式会社施工部分につきましては、現在、東日本旅客鉄道株式会社の監理のもと、東鉄工 業株式会社東北支店が工事を進めております。

本工事につきましては、東日本旅客鉄道株式会社施工部分と一体的工事になることから、1 者の特命随意契約といたしました。4月30日に見積もり合わせを執行した結果、東鉄工業株式 会社東北支店と1億2,204万円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付す べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの でございます。

詳細につきましては担当課長が説明しますので、原案のとおり可決くださいますようお願い いたします。

○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。最初に財政課長。

○財政課長(武山昭彦君) それでは、議案書1ページをお開きください。

議案第2号平成25年度(仮称)さくら連絡橋建設工事(桁架設)(繰越明許)請負契約について、契約関係の説明をいたします。

中段になります。

記の1の契約の目的は契約の工事名、2の契約の方法は随意契約となります。3の契約金額につきましては、消費税を加算いたしまして1億2,204万円となります。4の契約の相手方といたしましては、仙台市青葉区中央に所在いたします東鉄工業株式会社東北支店となります。

東鉄工業株式会社は、2の随意契約する理由にもなりますが、現在工事完成に向けて鋭意進められておりますさくら連絡橋建設工事の本体工事の委託先の東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所の工事発注の元請業者として主体をなして工事施工に当たっている会社であります。さらに、本体工事の随意契約の理由ともなりますが、施工中の東北本線の架設を直接またぐ架設工事及び鉄道施設に近接する橋脚工事や階段工事が連続することから、万が一の事故や不測の事態を未然に防止し、旅客の安全と東日本旅客鉄道の運行ダイヤの安全確保の観点から、安全管理面を最大限、最優先に考慮し、また同一現場内に、またはその近接場所で工事をさせようとする場合、工事の施工に支障が生じ、工事の完成に重大な影響を及ぼすことがあることなどから、一連の作業として実施する不可欠な関係にあることから、随意契約として5月1日に請負契約の仮契約を締結しております。

この仮契約につきましては、この5月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法第 234条第5項の規定により契約の効力が得られるものであります。

工期は、平成27年2月28日となります。

以上、契約関係の説明とさせていただきます。

- 〇議長(加藤克明君) 次に、都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) それでは、お配りしています議案第2号関係資料に基づきまして説明を申し上げたいと思います。

こちらの図面、左上に平面図、左下に側面図です。右上段には、今回の工事概要を示しております。判例にありますように、まずは水色部分、JR委託施工という区間になりますが、こちらの部分が平成25年度10月会議におきまして、東日本旅客鉄道株式会社に工事の一部を委託している部分となります。今回お願いします町施工分につきましては、赤色の着色が工事範囲となります。

側面図でお話しいたします。ごらんいただけますように、桁の架設につきましては、水色の

部分について9分割されているんですけれども、9分の7についてはJR、残り9分の2、それから階段につきましては町施工、この9分の7と9分の2のところについては、本締め施工しないと一体の桁架設にならないことから、またちょうどA2ということで、側面図の右側にB2ベントというのがあります。これは、桁を一時架設というか、一時仮置きする台をつくるんですけれども、基礎の部分については町の施工になります。その上に立ち上げる受け台につきましてはJRの施工になりますことから、一連して一体的に工事を進める必要があること、さらに、東北本線に出る影響、安全調査ですが、これはJRで元請をしています東鉄工業が引き続き観測が続けられるというメリットがあることから、今回、東鉄工業株式会社に随意契約でお願いをするものとなります。

今回の重立った工事概要につきましては、橋梁の桁の架設ということと、本締めというふう になります。

それから、一部こちらの図面、標準横断図というところにも示しているんですが、支承、桁を受ける部分、それから横変位高速装置ということで、これは地震時に橋梁の縦方向、横方向、そういったものを吸収する装置があるんですけれども、そういったものをつける工事が重立った工事になります。今回、桁には高欄、手すりを設置いたしまして架設をしたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。4番秋本好則君。
- ○4番(秋本好則君) 工事の内容についてお聞きしたいと思います。

契約の方法が随意契約になっておるんですけれども、この中身について、この金額について、ほかのほうと比較されて妥当だと判断されたのか。その妥当とされた判断をちょっとお聞きしたいと思います。

それとあと、旧4号線のところの工事なんですけれども、この辺の施工に当たっての危険防止はどのように考えておられるのか教えていただきたいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) お答えいたします。

先ほど、町長に続いて財政課長からも理由を申し上げましたけれども、一体的に工事をする 必要があるということが一番の理由です。あわせて、その安全管理、東鉄工業さんではJRの 沿線上に、たしか5ミリ、10ミリ、15ミリぐらいの動きなんですけれども、それを計測する装 置を既につけて、もう24時間継続観測しているんですね。そういったところと一緒に作業がで きるということなので、今回東鉄工業というところと随意契約となります。

それから、旧4号、側面図で申し上げますと、県道50号白石柴田線になります。こちらにつきましては、当然一部架設、桁をかけるときには全面通行どめで今のところ考えております。 その架設の時期が特定できましたらできるだけ早く周知をして、迂回をしていただくとか、そういった徹底をしていきたいと考えているところです。よろしくお願いします。

○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。よろしいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(加藤克明君) **これをもって質疑を終結いたします**。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第2号平成25年度(仮称)さくら連絡橋建設工事(桁架設)(繰越明許) 請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(加藤克明君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第3号 平成26年度柴田町一般会計補正予算

○議長(加藤克明君) 日程第16、議案第3号平成26年度柴田町一般会計補正予算を議題といた します。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第3号平成26年度柴田町一般会計補正予 算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、本年2月の2度にわたる大雪により損壊した農業施設を再建する農家に対して、国、県及び町から補助するための経費を措置するものであります。これによります補正額は1,128万円の増額となり、補正後の予算総額を116億5,052万4,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。財政課長。
- 〇財政課長(武山昭彦君) それでは、議案書3ページをお開きください。

議案第3号平成26年度柴田町一般会計補正予算についての詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由でも申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ1,128万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億5,052万4,000円とするものです。この補正は、3月の会議の平成25年度補正予算におきまして債務負担行為の追加案件としまして、ことし2月の2回の記録的な大雪により農業用ハウス等の農業施設等に多大な被害があったことから、被災者救済の緊急措置として利子補給の債務負担行為補正につきましてJAみやぎ仙南豪雪等災害応急資金利子補助を承認いただいておりましたが、国、県の補助等の制度が確定し、早期に支援措置を講ずる必要があることから補正予算措置をお願いするものであります。

6ページになります。

歳入です。

農業経営対策地方公共団体事業になり、大雪による被災施設の撤去及び再建費補助金として、施設撤去費用につきましては、おおむね国2分の1、県と町が4分の1以内の補助割合となります。施設の再建費用につきましても、おおむね国2分の1、県と町がそれぞれ10分の2以内の補助割合となり、残額の10分の1が被災者となります。

県補助金として、農業振興費補助金として861万5,000円を計上し、財政調整基金より補正財源として266万5,000円を繰り入れるものであります。これによります財政調整基金の残高は、10億9,034万6,340円となります。町債等管理基金との合計では、12億9,037万6,778円となります。

下段の歳出になります。

19節負担金補助及び交付金、被災農業者向け農業経営体育成支援事業補助として、1,128万円を被災施設の撤去と被災施設の再建費の補助として計上するもので、助成対象となります被災農業者は21人となります。

以上、補正予算につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(加藤克明君) **これより質疑に入ります**。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号平成26年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(加藤克明君) 本臨時会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、今後の町政運営について、私の所信を申し述べさせていただきたいと思います。お許しいただきたいと思います。

柴田町を元気にしたい、柴田町を全国に誇れる町にしたい、そして、住んでよかったと言える柴田町をつくりたいとの思いでここまで走り続けてきました。町政運営に当たっては、威張らず、おごらず、決して権力者のイメージを持たれないよう心がけてきたつもりです。政策を立案するに当たっては、常に現場に足を運び、自分の目で確かめ、多くの町民の生の声を町政に反映させてきました。

しかし、きょうを迎えるに当たっては、さまざまな困難にぶつかってきました。しかし、その都度、多くの町民の皆様、議員の皆様の良識に支えられ、一緒に荒波を乗り越えてこられたことに安堵しております。振り返れば、宮城県下で最も痛みを伴った行財政改革の断行、2度にわたる合併か、それとも自立戦略かの選択論争、そして東日本大震災からの復興等への対応に追われました。時として、強引な政治手法と批判を受けることもございましたが、トップとしては、やるべきことはやるというのがリーダーの務めだと心に言い聞かせてきました。結果として、私は誤りのない対応ができたのではないかと思っております。

おかげさまで、東日本大震災後、柴田町ではアパート、家屋、新しい事務所等の新築ラッシュでございます。町に勢いが生まれていると思っております。さらに、財政も好転し、先ほど報告いたしました平成25年度の補正予算では、柴田町始まって以来の財政調整基金及び減債基

金が合わせて15億円を超えましたし、総合体育館や図書館の建設に向けて、それぞれ現在 6,000万円ずつ、合計 1 億2,000万円の基金、定期預金を持てるまでになりました。本年度予算 では、約 2 億2,000万円を取り崩し、住民サービスの充実に努めることができるまでに基金繰りがよくなりました。

しかし、このように鳥の目で見ると順調な柴田町ですが、虫の目で見るとそう安心もできない状況が生まれています。それは、少子高齢化社会への対応です。ひとり暮らし、2人暮らしの世帯がふえ、この先ひとりぼっちになるのではないかと心配だという声、もっと働く場所をつくってほしい、仙台並みに町を元気にしてほしいという要望、子供を預けるところが少ない、大規模な災害や事件・事故が起きないか心配だなど、住民の要望や希望は多様化しています。こうした町民の要望に応え、柴田町の勢いをさらに加速し、柴田町をもう一段上のステージに発展させていくための具体的な道筋を示していくのが首長の責務ではないかと思っております。柴田町にはその潜在力がまだまだ眠っていると思っています。これを体化させていく具体的な政策提案、事業提案を行っていくのが政治の責任ではないかと思っています。まずは、日々直面している政策課題の解決を図らなければなりません。

1つは、局地的な水害対策でございます。これまで、浄水ポンプの設置、名取用水路への分水門の設置及び県との共同による低地排水路舘前水門の改修、五間掘のしゅんせつ等を行ってまいりました。今後、槻木市街地の冠水対策については、国の調査結果が出ましたので、その結果に基づき4号バイパス沿いに新排水管、旧4号線に新排水路を整備し、南浦排水路、名取用水へのリスク分散を図る計画を今後、議会に示していきたいと思っております。

2つ目は、待機児童の解消などの子育て支援策でございます。今年度予算で槻木保育所の増築に係る実施設計をお認めいただきましたので、この事業費をつけてまいりたい、そしてゆとり事業を支援したいと思っております。2つ目は、民間による認定こども園の設立を支援していきたいと思っております。3つ目は、小規模保育事業の実施でございます。このような対策をとってまいります。

3つ目には、お年寄りの健康づくりや介護や居場所づくりでございます。ことし4月から始まった健康づくりポイント事業の推進、おかげさまで1,000名近い方々が登録をしております。2つ目は、空き店舗を活用したコミュニティカフェ等の設置によるお年寄りの居場所づくりでございます。また今後は、地域密着型の特別養護老人ホームの設置、さらに、この議会で提案がありましたサービス付き高齢者向け住宅の誘致を槻木地区に図ってまいろうとしております。

こうした喫緊の課題に道筋をつけながらも、将来の発展に向けて布石を打つことも首長の責任ではないかと思っております。これからの布石として、2つの政策を考えております。

1つは、今進めている「花のまち柴田」をモットーとした観光まちづくりのさらなる推進でございます。おかげさまで、ことしの桜まつりは過去最高の24万8,000人の人出となりました。特に、今回の特徴は2つ。1つは、中国、台湾、香港、タイ、そしてイスラム教徒らしき方々が外国人ツアーバスに乗って、この柴田町にやってきたということでございます。世界に開かれた花見の名所になりつつございます。2つ目は、この周辺の障がい者の方々が多数車椅子に乗って、マイクロバスでやってきたということでございます。障がい者のための船岡城址公園になりつつあるということでもございます。

さらに、東北こども博覧会、商工会青年部によるB級グルメグランプリ、市民の手づくりに よる匠まつり、昨年実施した曼珠沙華まつり、さらにさくらマラソンの復活に向けた取り組み など、多くの人たちが自分たちの町は自分たちの力でやっていこうという熱い思いが私はこの 町に生まれているのではないかと思っています。今後とも、美しい景観に磨きをかけながら、 柴田町に行かなければ食べることができないおいしい料理や、先人たちが残した歴史や文化を 生かした観光まちづくりを積極的に進め、人を呼び込み、町ににぎわいをふやしていきたいと 思っております。

もう一つの大きな柱は、柴田町がさらに発展し、飛躍していくための政策戦略でございます。都市の標準装備であります防災公園の中核施設となります総合体育館、これにつきましては今年度基本構想を立てる計画になっております。さらに、本格的な図書館や文化ホール、野外スポーツ施設の整備、さらに学校給食センターの新築などのプロジェクトが、ぜひともこの柴田町には必要でございます。これら将来に向けた大型のプロジェクトについては、単なる政治スローガンに終わらせることなく、しっかりとした財政計画、財源確保を行って、少しずつ貯金をして、将来の後年度の財政を圧迫することのないように心がけて建設をしていきたいと思っております。

まずは喫緊の課題、そして中長期的な戦略を展開することで、柴田町に住んでこそ安心で安全、そして豊かな生活が実践できるよう、さらに未来に夢を描き、人生を前向きに生きられる舞台づくりに全力を挙げたいと思っております。町民の皆様、議会の皆様、そして職員とともに汗をかきながら、期待あふれる未来をつくっていきたいと思っております。

最後に、私の政治原点は、現場主義でございます。現場に足を運び、地元の人の声を聞き、 地域の課題や地域の要望はおおむね熟知しているつもりでございます。私は、政治の基本は自 分の生まれ育ったふるさとを何とかしたいという思いではないかと思っています。自分がお世話になったふるさとを少しでもよいまちにしたいという思いこそ、私は政治の原点になるべきだと思っております。その点では、怒られるかもしれませんが、私は私のふるさと柴田町を愛する気持ちは誰にも負けないと自負しております。今回の立候補に当たりましては、初心のこうした志、柴田町を少しでも住みよい町にしたい、全国に誇れる柴田町にしたいとの思いを忘れることなく、今後も多くの町民の声に耳を傾け、誠実な政治、信頼される政治、実行力のある政治をみずから率先して、実践に移していきたいと思っております。議員の皆様におかれましては、さらなるご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げたいということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(加藤克明君) これをもって平成26年度柴田町議会5月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前11時22分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを 証するためここに署名する。

平成26年5月20日

議長

署名議員 番

署名議員 番